

蟹江町民間木造住宅除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の防止を図り、震災に強いまちづくりを促進するため、旧基準木造住宅の所有者が行う除却工事に要する費用の一部を予算の範囲内において補助する蟹江町民間木造住宅除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、蟹江町補助金等交付要綱（昭和53年要綱第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 蟹江町内にある自己所有の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅、共同住宅）で、延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されているものであること。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 蟹江町が実施する無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

ウ 財団法人名古屋市建築保全公社が実施した耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 旧基準木造住宅を所有する個人。ただし、所有が共有又は区分所有であ

る場合は、所有者全員の同意を得ていること。

- (2) 町税の滞納がない者であること。
- (3) 蟹江町暴力団排除条例（平成23年蟹江町条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項第1号に規定する所有者が死亡しており、相続登記がされていない場合は、相続人全員の同意を得ている者を補助対象者とすることができる。

（補助対象住宅）

第4条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 第2条第2号ア若しくはイに規定する木造住宅耐震診断の結果、判定値1.0未満又は第2条第2号イ若しくはウに規定する木造住宅耐震診断の結果、得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅であること。
- (2) 特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。）及び不良住宅（住宅地改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。）でないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が施工業者に依頼して行う旧基準木造住宅の除却工事（延べ床面積が80m²以上の住宅を除却する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。）であって、次に掲げる工事を除いたものとする。

- (1) 補助対象住宅の一部のみを除却する工事
- (2) 他の制度に基づく補助金等の交付の対象となる工事
- (3) その他町長が適当でないと認める工事

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が施工業者に支払った補助対象事業に要する費用のうち、補助対象住宅

の除却に係るものとする。

(補助金の額)

第7条 1戸当たりの補助金額は、補助対象経費の23%に相当する額とし、20万円を上限とする。ただし、補助金の額は千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、民間木造住宅除却費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（第2条第2号によるものに限る。）

(3) 工事見積書（工事の内容が確認できるもの）

(4) 現況写真（複数方向から撮影されたもの）

(5) 施工業者の有する建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木工事業、建設工事業若しくは解体工事業の許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく解体工事業の登録に係る通知書の写し

(6) 町税の未納がないことを証明する書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に民間木造住宅除却費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付すことができる。

(事業内容の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、民間木造住宅除

却費補助金変更承認申請書（様式第3号）に変更の内容が確認できる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 申請者又は施工業者の変更

(2) 補助金額の変更

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、民間木造住宅除却費補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第11条 対象工事の着手は、民間木造住宅除却費補助金交付決定通知書を受け取った後に行わなければならない。

2 申請者は、対象工事に着手した場合は、遅滞なく民間木造住宅除却工事着手届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(補助事業の中止)

第12条 申請者は、対象工事を中止しようとするときは、民間木造住宅除却工事中止届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第13条 申請者は、対象工事が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の1月末日までのいずれか早い期日までに、民間木造住宅除却工事完了実績報告書（様式第7号）に次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し又は請書の写し

(2) 請求書又は領収書の写し

(3) 工事前、工事中、工事後の写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第8号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日を経過

する日までに、民間木造住宅除却費補助金支払請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第13条に定める期日までに、民間木造住宅除却工事完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第17条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。